

技 第 6 7 2 号

平成 2 5 年 3 月 2 5 日

土木部関係課長
隠岐支庁県土整備局長
各県土整備事務所長 様

島根県土木部長
(技術管理課)

道路及び河川維持管理業務委託への最低制限価格制度適用拡大について

道路及び河川維持管理業務委託（一括発注方式）は、平成 2 2 年 3 月 8 日付け、道維第 6 5 5 号により最低制限価格制度を導入する旨通知し、施行しているところですが、道路及び河川維持管理業務委託（一括発注方式）以外の道路及び河川・砂防維持管理業務委託についても最低制限価格制度を適用することとしましたので通知します。

記

1. 施行日：平成 2 5 年 4 月 1 日以降に指名通知を行う業務から適用する。
2. 最低制限価格：最低制限価格及び低入札価格調査制度における調査基準価格の見直しについて（平成 2 3 年 5 月 1 2 日付け、土総第 1 1 3 号）の基準式を適用
3. 適用業務
 - ・維持修繕費により発注する維持管理業務委託のうち、
諸経費の工種を「道路維持工事」、「河川維持工事」を適用する業務
(道路関係の例：道路維持管理、植樹帯管理、路面清掃、道路照明維持管理、舗装修繕等)
(河川、砂防関係の例：河川維持管理、河川除草、急傾斜地支障木伐採等)

※機械設備点検業務、電気通信施設点検業務は対象外とする。
4. その他注意事項
 - 1) 島根県業務委託仕様書に最低制限価格を設定する旨記載すること。
(別添記載例参照)
5. 問い合わせ先
 - 技術管理課公共事業調整 S：岡
 - 道路維持課道路維持 G：池森
 - 河川課防災 G：渡邊
 - 砂防課砂防保全 G：富田

